

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります)

登 園 届(保護者記入)

希望ヶ丘こども園

園児氏名 _____

年 月 日 医療機関 _____ において

下記疾患の診断を受けました。

病状が回復しましたので、登園いたします。

年 月 日

保護者氏名 _____

◎保護者の皆さまへ

・こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できることが大切です。

・園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、こども園での集団生活に適應できる状態に回復してから、登園するようご配慮ください。

※医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

(注)罹患した感染症に○を記入してください。

	病 名	登 園 の め や す
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	症状(発熱や激しい咳)が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
	突発性発疹	解熱後24時間経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと

※医師の診断は必須ではないが、受診をおすすめする感染症

	病 名	登 園 の め や す
	伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が全て乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度になってから
	アタマジラミ	駆除を開始後

参考資料:保育所における感染症対策ガイドライン こども家庭庁